

佐賀県告示第 11 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 25 年 1 月 18 日から平成 25 年 2 月 18 日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 1 月 18 日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 498 号	伊万里市松浦町中野原字広田 3963 番 1 地先から 伊万里市松浦町中野原字野田 4045 番 1 地先まで	平成 25 . 1 . 18
	伊万里市大坪町字浪瀬丙 6 番 6 地先から 伊万里市大坪町字浪瀬丙 21 番 3 地先まで	〃
県道 伊万里山内線	伊万里市立花町字円造寺 3850 番 1 地先から 伊万里市立花町字野田 2935 番 1 地先まで	〃
県道 相知山内線	伊万里市松浦町桃川字幸平 604 番 1 地先から 伊万里市松浦町桃川字吉野 1519 番 1 地先まで	〃
県道 武雄伊万里線	伊万里市松浦町中野原字広田 3983 番 2 地先から 伊万里市松浦町中野原字広田 3962 番 1 地先まで	〃
県道 伊万里停車場線	伊万里市伊万里町字新町甲 100 番 2 地先から 伊万里市立花町字口ノ町 4050 番 4 地先まで	〃